

お客様へ

株式会社ジェイエーアメニティーハウス

新型コロナウイルス感染症対策に伴う退去立会い中止のお知らせ

拝啓、時下益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、弊社管理物件をご利用いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件ですが、3月21日で首都圏4都県に発令されていた『緊急事態宣言』が解除されましたが、首都圏の新規感染者は微増に転じ始めており感染力の強い変異株の増加も危惧され、政府も感染防止対策を継続するよう求めています。弊社と致しましてはお客様をはじめ弊社従業員の感染防止を最優先に捉え、人との接触業務を最小限に留めるべく、退去立会い業務を当面の期間は中止する事となりました。

お客様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(お客様へお願い)

上記の対策により、お客様立会いのもと弊社スタッフによるお部屋の確認作業は実施されませんので、ご注意ください。お客様には解約日までのお引越し終了後、玄関を施錠して頂き、玄関ポストへ「全ての鍵」と「敷金預り証(預託者のみ)」を投入くださるようお願いいたします。

※玄関ポストへの投入には、弊社から郵送致します「茶封筒」をご利用ください。また、紛失防止の為に、封筒の付属テープで口を留めて頂くようご協力もお願い致します。
(法人契約・代理契約の場合は入居者様宛に「茶封筒」を同封しております。)

※玄関ポストが無いお部屋は、集合ポストへご投函ください。

※玄関鍵が「OPELO(スマートロック・電子キー)」の場合は、鍵の返却はございません。
施錠してご退去ください。

(大まかな流れ)

- ① 解約日以降、弊社スタッフのみで弊社保管の管理鍵で玄関を開錠し室内チェックを行います。この際、玄関ポストの中の「茶封筒(鍵と敷金預り証)」を回収いたします。
- ② 室内チェック後、契約書・修繕負担特約等の内容に則り、原状回復工事に伴う見積書を作成しお客様へ郵送させていただきます。
- ③ 工事内容・負担額についてお客様から承諾を得ましたら清算処理させていただきます。ただし、清算処理は工事完了後となることを予め承願います。

お客様にはご迷惑をお掛け致しますが、ご不明な事などございましたら、お問合せ願います。

【ご連絡先】

賃貸工務部 入退去修繕課 解約担当まで

TEL: 046-229-5565 ガイダンス②